農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）八千代市農業委員会会長

譲受人　氏名　株式会社〇〇〇
代表取締役　梅野　耕作
譲渡人　氏名　八千代　太郎
八千代　花子

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので，農地法第５条第１項第６号の規定により届け出ます。

記

法人の代表者ではなく支配人等が届出する場合は，
本社住所を記入の上
例「㈱〇〇〇　支配人　●●　●●」と記載

１当事者の住所等	当事者の				住　　所	
	譲受人	株式会社〇〇〇 代表取締役 梅野（うめの） 耕作（こうさく）			〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地　〇〇ビル〇階〇〇〇号室	
	譲渡人	やちよ たろう 八千代 太郎（持分２分の１） やちよ はなこ 八千代 花子（持分２分の１）			八千代市大和田新田３１２番地の５	
２土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積(㎡)	土地所有者及び耕作者の氏名・住所
	八千代市大和田新田字庚塚	312－5	田		1,000	八千代　太郎（持分２分の１） 八千代　花子（持分２分の１） 八千代市大和田新田３１２番地の５
	八千代市〇〇字〇〇〇〇	〇〇-〇	畑		200 のうち 100	八千代　太郎（持分２分の１） 八千代　花子（持分２分の１） 八千代市大和田新田３１２番地の５
	一部転用の場合は〇〇のうち〇〇と記載					登記簿上の住所・氏名を記載。持分がある場合は持分も記載
	計	どちらかに〇 賃借権等の新規設定→設定 所有権→移転			1,100 ㎡（田　1,000 ㎡　畑　100 ㎡）	
３権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定，移転の別	権利の設定，移転の時期		権利の存続期間	その他
	所有権，賃貸借など権利の内容を記載	設定・移転	受理通知後		設定→賃借期間 移転→永久	
４転用計画	転用の目的	☑宅地（専用住宅・共同住宅・長屋住宅・店舗　） □雑種地（駐車場・資材置場　） □公衆用道路　□その他（　）				
	転用の時期 工事着工時期	令和〇〇年　〇〇月　〇〇日				
	工事完了時期	届出時に既に工事着手している場合は，届出の要件を満たさなくなるため，事前にご相談ください。			〇日	
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	事業又は施設の種類	棟数	建築面積	取水・排水	
		専用住宅，店舗，事務所，工場など	〇棟	〇〇㎡	水道・下水道	
５転用することによって生ずる付近の農地，作物等の被害の防除施設の概要	□被害の生じる恐れはなし ☑防除施設（　例. フェンスを設置し土砂流出を防止する　）					

（記載要領）

1　当事者が法人である場合には，「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を，「住所」欄にその主たる事務所の所在地を，それぞれ記載してください。

2　譲渡人が２人以上である場合には，届出者の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし，届出書の１及び２の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は，次の別紙１及び別紙２のとおりとします。

3　「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には，事業又は施設の種類，数量及び面積，その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。